

日常生活用具の種目及び給付対象者一覧表

種目	対象者 (障害及び程度)	性能	耐用 年数	基準額
特殊寝台	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上 ②難病患者で寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を 附帯し、原則として使用者の頭 部及び脚部の傾斜角度を個別に 調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット	①下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要 する者に限る。) ②障害児は、療育手帳 A 以上又は身体障害者 手帳 2 級以上(下肢又は体幹機能障害に係る ものに限る。) ③難病患者で寝たきりの状態にあるもの (いずれも原則 3 歳以上)	褥瘡の防止又は失禁等による汚 染若しくは損耗を防止できる機 能を有するもの	5年	19,600円
特殊尿器	①下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要 する者に限る。) ②難病患者で自力で排尿できないもの(いず れも原則学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもの で、障害者、難病患者又は介護 者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(入浴に当 たって家族等他人の介助を要する者に限 る。)(原則 3 歳以上)	障害者を担架に乗せたままリフ ト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上(下着交換 等に当たって、家族等他人の介助を要する者 に限る。) ②難病患者で寝たきりの状態にあるもの(い ずれも原則学齢児以上)	介助者が障害者又は難病患者の 体位を変換させるのに容易に使用 し得るもの	5年	15,000円
移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 ②難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある もの (いずれも原則 3 歳以上)	介護者が重度身体障害者又は難 病患者を移動させるに当たっ て、容易に使用し得るもの。た だし、天井走行型その他住宅改 修を伴うものを除く。	4年	159,000円
訓練いす	原則として 3 歳以上 1 8 歳未満の児童で、下 肢又は体幹の障害の程度が 1 級又は 2 級のも の(原則 3 歳以上)	原則として付属テーブルのつい たもの	5年	33,100円
訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上 ②難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある もの (いずれも原則学齢児以上)	腕又は脚の訓練ができる器具を 備えたもの	8年	159,200円
入浴補助用具	①下肢又は体幹機能障害のある者であって、 入浴に介助を必要とする者 ②難病患者で入浴に介助を要するもの (いずれも原則 3 歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴 槽への入水等を補助でき、障害 者、難病患者又は介助者が容易 に使用し得るもの。ただし、設 置に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	8年	90,000円
便器	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上 ②難病患者で常時介護を要するもの (いずれも原則学齢児以上)	障害者又は難病患者が容易に使用 し得るもの。(手すりをつける ことができる。)	8年	便器
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害、療 育手帳 A 以上又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の者で、てんかんの発作等により頻繁に転 倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護でき るもの。入院及び施設等入所 可。 ①スポンジ、革を主材料に製作 ②スポンジ、革、プラスチック を主材料に製作	3年	① 12,160円 ② 29,400円
歩行補助杖 (一本杖)	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害 を有し、家庭内の移動等において介助を必要 とする者 ②難病患者で下肢が不自由なもの	T 字状・棒状のつえ	3年	3,150円

日常生活用具の種目及び給付対象者一覧表

種目	対象者 (障害及び程度)	性能	耐用 年数	基準額
移動・移乗 支援用具	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ②難病患者で下肢が不自由なもの (いずれも原則3歳以上)	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、障害者又は難病患者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
特殊便器	①上肢障害2級以上又は療育手帳A以上 ②難病患者で上肢機能に障害のあるもの (いずれも原則学齢児以上)	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は療育手帳A以上	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円 1世帯2台を 限度とする。
自動消火器	①障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は療育手帳A以上 ②難病患者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は療育手帳A以上(18歳以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	8年	41,000円
歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害2級以上(原則学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
ネブライザー	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの ②難病患者で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの ②難病患者で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(原則学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
動脈血中酸素飽和 度測定器(パルス オキシメーター)	難病患者で人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
携帯用会話 補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの(原則学齢児以上)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円

日常生活用具の種目及び給付対象者一覧表

種目	対象者 (障害及び程度)	性能	耐用 年数	基準額
情報・通信 支援用具	上肢機能障害 2 級以上又は視覚障害 2 級以上	障害者向けのパーソナルコン ピュータ周辺機器や、アプリ ケーションソフト ①上肢機能障害 ジョイスティック、押しスイッ チ、大型キーボードなど ②視覚障害 音声入力ソフト、画面拡大ソフ ト、音声読み上げソフト、音声 認識ソフト、点字ディスプレ イ、点字プリンタ、スキャナな ど	6年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原 則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)又は 視覚障害 1 級以上の身体障害者で あって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情 報を点字等により示すことの できるもの	6年	383,500円
点字器	視覚障害	① 標準型 ② 携帯型	①7年 ②5年	①10,712円 ② 7,416円
点字タイプライ ター	視覚障害 2 級以上 (本人が就労若しくは就学 しているか又は就労が見込まれる者に限 る。)	視覚障害者が容易に使用し得る もの	5年	63,100円
視覚障害者用ポー タブルレコーダー	視覚障害 2 級以上 (原則学齢児以上)	①音声等により操作ボタンが知 覚又は認識でき、かつ、DAISY方 式による録音及び当該方式によ り記録された図書の再生が可能 な製品であって、視覚障害者が 容易に使用し得るもの(録音再 生機) ②音声等により操作ボタンが知 覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式により記録された図書の再 生が可能製品であって、視覚 障害者が容易に使用し得るもの (再生専用機)	6年	①85,000円 ②35,000円
視覚障害者用音声 ICタグレコー ダー	視覚障害 2 級以上 (原則学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得る もの	6年	39,900円
視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上 (原則学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載さ れた当該文字情報を暗号化した 情報を読み取り、音声信号に変 換して出力する機能を有するも ので、視覚障害者が容易に使用 し得るもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大 読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等 を読むことが可能になるもの(原則学齢児以 上)	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くこと で、簡単に拡大された画像(文 字等)をモニターに映し出せる もの	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害 2 級以上	視覚障害者が容易に使用し得る もの	10年	触読 10,300円 音声 13,300円
視覚障害者用 ラジオ	視覚障害 2 級以上 (原則学齢児以上)	地上デジタル放送を受信できる もので、視覚障害者が容易に使 用し得るもの	6年	29,000円

日常生活用具の種目及び給付対象者一覧表

種目	対象者 (障害及び程度)	性能	耐用 年数	基準額
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者又は発声・発話に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの (原則学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳つきの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	喉頭摘出者	①笛式 呼気によりゴムなどの膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの ②動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池、充電器を含む。)	①4年 ②5年	①5,150円 気管カニューレ 付きは 3,193円追加 ②72,203円
人工内耳用電池	現に人工内耳を装着している者で、人工内耳用充電電池及び人工内耳充電電池用充電器の給付を受けていないもの	対象者が容易に使用し得るもの		3,000円
人工内耳用充電電池	現に人工内耳を装着している者で、人工内耳用電池の給付を受けていないもの	対象者が容易に使用し得るもの	1年	20,000円
人工内耳充電電池用 充電器	現に人工内耳を装着している者で、人工内耳用電池の給付を受けていないもの	対象者が容易に使用し得るもの	3年	30,000円
ストマ装具	ストマ造設者	①蓄尿袋(ストマレッグバッグ(レッグバッグベルトも含む。)、ナイト・ドレーナージバッグを含む。) ②蓄便袋 なお、①②いずれも皮膚保護材(ペースト、パテ、パウダー、ウエハー)、コンベックス・インサート、フィルムドレッシング材、テープ材、皮膚被膜剤(スキンバリア)、粘着剥離剤(リムーバー)、皮膚洗浄剤、ガーゼ、脱脂綿、消臭剤(粉末、錠剤、液体、シート等)、潤滑剤、凝固剤、ストマ用ベルト、ストマ袋カバー、ストマ用ハサミ、フレンジカッター、ストマ用腹帯、サラシ、オストミーパンツ、入浴用補助具、洗腸用具を含む。		①11,639円 ② 8,858円

日常生活用具の種目及び給付対象者一覧表

種目	対象者 (障害及び程度)	性能	耐用 年数	基準額
紙おむつ	3歳以上、かつ、次のいずれかに該当する者 であって、紙おむつを必要とするもの ①ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストマ装具を装着できない者 ②二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は排便機能障害がある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者 ④脳原性運動機能障害（脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、各黄疸等）により排尿又は排便の意思表示が困難である者	紙おむつ、さらし、ガーゼ等衛生用品、洗腸用具		12,000円
収尿器	排尿機能障害者	①男性用 ②女性用	1年	① 7,931円 ② 8,755円